

(資料二)

平成二十年九月

定例島根県議会議案(条例)

参
考
資
料

目 次

公益法人制度改革に伴う関係条例の整備に関する条例	1
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に 関する条例	2
島根県県税条例の一部を改正する条例	2
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	4
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	4

第117号議案

公益法人制度改革に伴う関係条例の整備に関する条例

1 提案理由

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 改正の内容

ア 公益法人の名称に関する規定の整備

イ 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の改正に伴い、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の題名を公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に改めること。

ウ 公園管理団体として指定できる法人に関する規定の整備

エ 特定非営利活動法人の社員総会の表決の方法に関する規定の整備

オ その他規定の整理

(2) 改正を要する条例

条 例 の 題 名	改正の内容
貸付金の返還債務の免除に関する条例	ア
職員の給与に関する条例	ア
職員の退職手当に関する条例	ア
島根県職員定数条例	イ
公益法人等への職員の派遣等に関する条例	ア、イ及びオ
島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例	ア
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例	オ
島根県地方警察職員定員条例	イ
島根県病院局職員定数条例	イ
県立学校の教育職員の給与に関する条例	ア
市町村立学校の教職員の給与等に関する条例	ア
教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例	イ
特定非営利活動促進法施行条例	エ
島根県立自然公園条例	ウ
島根県企業局職員定数条例	イ

- 3 施行期日
平成20年12月1日から施行する。

第118号議案

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

- 1 提案理由
地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
- (1) 議員の報酬の名称が議員報酬に改められたことに伴う次に掲げる条例の規定の整理
- ア 特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例
 - イ 議会の議員の報酬及び費用弁償支給条例
 - ウ 議会の議員の報酬の特例に関する条例
 - エ 島根県附属機関設置条例
- (2) 次に掲げる条例の引用条項の整理
- ア 島根県議会図書室条例
 - イ 島根県政務調査費の交付に関する条例
- 3 施行期日
公布の日から施行する。

第119号議案

島根県県税条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由
地方税法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、個人の県民税の控除対象となる寄附金を定めるとともに、公益法人制度改革に対応した所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
- (1) 個人の県民税の税額控除の対象となる寄附金を次のとおりとすること。
- ア 公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金であって、財務大臣が指定したもの

ち、県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもの（県内の事務所又は事業所の業務に充てられることが明らかなものであって、規則で定めるものに限る。）

イ 公益の増進に著しく寄与する法人に対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金のうち、県内に事務所又は事業所を有する法人に対するもの（県内の事務所又は事業所の業務に充てられることが明らかなものであって、規則で定めるものに限る。）

ウ 認定特定非営利活動法人に対する寄附に係る支出金のうち、県内に事務所又は事業所を有する法人に対するもの（県内の事務所又は事業所の業務に充てられることが明らかなものであって、規則で定めるものに限る。）

エ 特定公益信託であって、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもののうち、知事又は教育委員会の許可を受けた公益信託の信託財産とするために支出した金銭

(2) (1)の寄附金を受け入れる者は、必要事項を知事に届け出ることとする

こと。
(3) (2)については、平成20年1月1日以後に支出する(1)の寄附金について適用すること。

(4) 公益法人制度改革に伴う規定の整備

ア 法人の県民税及び自動車税の課税免除の対象となる者を次のように改めること。

改正前	改正後
民法第34条に規定する公益法人	公益社団法人、公益財団法人又は法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人

イ 一般社団法人及び一般財団法人（いずれも非営利型法人に該当するものを除く。）に課す県民税の均等割の税率を年額20,000円とすること。

ウ その他規定の整備

(5) その他規定の整理

3 施行期日

平成20年12月1日から施行する。ただし、2の(1)、(2)及び(5)の一部につ

いては平成21年4月1日から、2の(3)については公布の日から施行する。

第120号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

医学生地域医療奨学金の返還債務の免除の条件を見直すため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

医学生地域医療奨学金の返還債務の免除の条件である指定医療機関における業務従事の履行期限について、奨学金の貸与期間が、1年未満の場合には4年、1年以上1年5月以内の場合には当該貸与期間に3年を加えた期間を経過する日までとすること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第121号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

1 提案理由

公営住宅法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い県営住宅の家賃の負担が増加する者に対する激変緩和措置を講ずること等について、及び県営住宅等の管理の方法を見直すことについて、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 公営住宅法施行令の改正に係る所要の改正

ア 平成21年度から平成27年度までの間、公営住宅法施行令の改正による既存入居者の家賃の増額分について、知事は別に定めるところにより減免することができることとすること。

イ その他規定の整備

(2) 県内全域において管理代行制度及び指定管理者制度を用いることができることとすること。

3 施行期日

平成21年4月1日から施行する。